共済だより

2026.10
No.231
AUTUMN

坂井市屋内児童遊戯施設(愛称:さかいキッズパーク)(坂井市)

主な内容

組合会議員選挙について …… 2
令和8年8月から高額療養費の自己負担限度額が変更されました …… 3
共済組合登録住所の管理が変わりました …… 4
マイナ保険証利用時には電子証明書の有効期限をご確認ください …… 5
医療費の動向について …… 6
被扶養者の更新・取消手続きについて …… 7
柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるとき …… 9
障害の状態になったとき～在職中でも年金を受給できます～ …… 10
退職等年金給付における基準利率等について …… 11
特定健康診査の受診はお済みですか? …… 12
歯科健診を受けましょう! …… 13
ジェネリック医薬品に変更された場合に差額がある方に通知をお送りします …… 14
多剤服薬(ポリファーマシー)に注意しましょう! …… 14
アイススケート・スキーリフト利用助成 …… 15
貯金事業からのおしらせ …… 16
頼れる貸付事業のご案内 …… 18
RIZAPオンライン運動セミナーをアーカイブ配信します! …… 24

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

共済組合ホームページも併せてご覧ください
▶https://www.fukui-kyosai.jp

任期満了に伴う組合会議員選挙が行われます
令和8年11月12日執行予定

○共済組合の組織

共済組合には、その業務を運営するために、議決機関として「組合会」、執行機関として「理事長・理事」、監査機関として「監事」が設けられ、共済組合の事業が円滑かつ適正に行われるようになっています。

組合会は、共済組合の民主的な運営に資するため設置され、事業計画及び予算、決算等の重要事項の審議、議決を行います。

○議員の任期

議員の任期は2年で、現在の議員は、令和８年11月30日をもって任期満了となります。

○選挙の方法

市町長が選挙する議員（長側議員）は【表1】の選挙区ごとに、市町長の互選により10人が選出されます。

市町長以外の組合員が選挙する議員（職員側議員）は【表2】の選挙区ごとに選出された代議員の投票又は代議員の過半数の者に異議がない場合には、代議員の指名推薦により10人が選出されます。

なお、代議員は、市町※ごとに原則組合員50人に1人選出されます。

※一部事務組合等は、所在地の選挙区に含まれます。

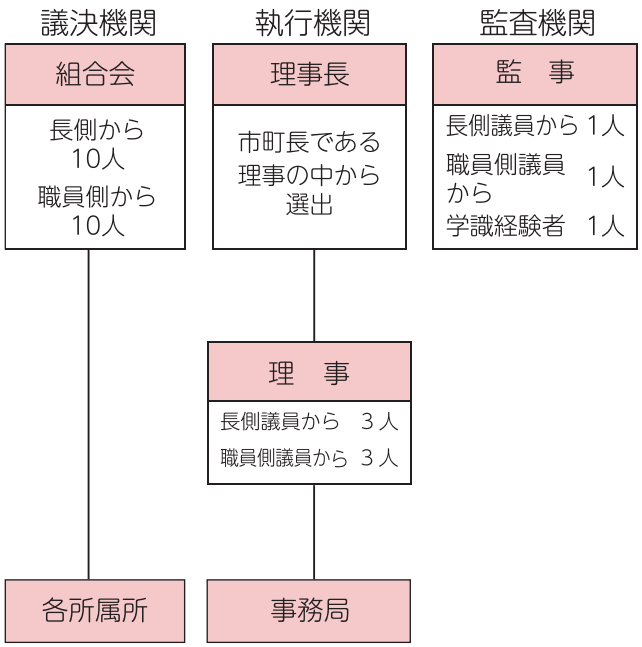

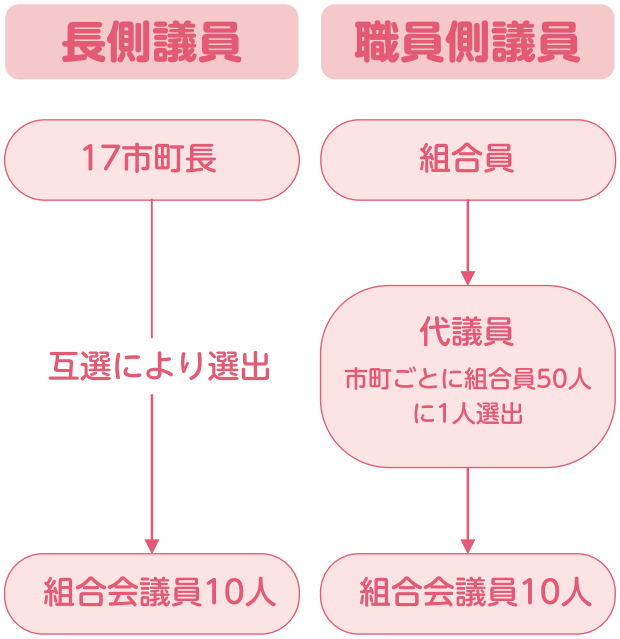

【表1】市町長が選挙する議員の選挙区

選挙区		議員定数
第1区	福井市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町	７人
第2区	敦賀市・小浜市・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町	３人

【表2】市町長以外の組合員が選挙する議員の選挙区

選挙区		議員定数
第１区	福井市	２人
第２区	大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町	５人
第３区	敦賀市・小浜市・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町	３人

<お問合せ先　総務企画課>

令和8年8月から高額療養費の自己負担限度額が変更されました

健康保険法等の一部改正が行われたことに伴い、地方公務員等共済組合法においても、令和8年8月から、高額療養費の自己負担限度額の月額上限が変更となり、新たに年間上限が導入されました。

詳細は、共済組合HPの「短期給付－医療費が高額になったとき」でご確認ください。

限度額適用認定証について

医療機関等の窓口でのお支払いが高額となる場合、「マイナ保険証（※）」を提示し、「限度額情報の表示」に同意すると、「高額医療費の自己負担限度額（下表）」まで抑えることができます。

ただし、組合員に係る市町村民税の課税状況が**「非課税」**の方は、事前の報告が必要になります。「非課税」に該当される場合は、各所属所の共済組合事務担当課にて手続きを行ってください。

※　マイナンバーカードを「マイナ保険証」として利用するには、マイナポータル等で事前登録を行う必要があります。

「高額療養費の自己負担限度額（70歳未満）」

標準報酬の月額	適用区分	限度額計算方法
830,000 円以上	ア	270,300円 ＋ (医療費－901,000円) ×1/100
530,000 円～790,000 円	イ	179,100円 ＋ (医療費－597,000円) ×1/100
280,000 円～500,000 円	ウ	85,800円 ＋ (医療費－286,000円) ×1/100
260,000 円以下	エ	61,500 円
低所得者（市町村民税非課税等）	オ	36,900 円

◆　「限度額適用認定証」を利用する場合の交付申請はお早めにお願いします。

「限度額適用認定証」を利用して窓口負担額を高額療養費の自己負担限度額まで抑える場合は、各所属所の共済組合事務担当課を通じて当組合へ申請していただくことで「限度額適用認定証」を交付いたします。

なお、「限度額適用認定証」の申請から交付までに一週間ほど要するため、限度額適用認定証の交付申請はできるだけお早めに行ってください。

◆　70歳以上75歳未満の方の「限度額適用認定証」について

70歳以上75歳未満で自己負担割合が2割の方は、当組合が発行する「高齢受給者証」を提示していただくことで同様の窓口負担となりますので、「限度額適用認定証」の交付申請を行う必要はありません。

ただし、70歳以上75歳未満の方でも、自己負担割合が3割であり、かつ所得区分が一定以上所得者（標準報酬の月額が83万円以上を除く）の場合は、「限度額適用認定証」が必要となりますのでご注意ください。

共済組合登録住所の管理が変わりました

共済組合では、住民基本台帳ネットワークシステムの情報との突合により本人確認を行っていますが、より正確かつ迅速に行うため、**令和8年8月1日以後に新たに資格取得した組合員及び被扶養者、また、令和8年8月1日以後に認定更新した被扶養者については、「住民票の住所」を登録する管理に取扱いを変更しました。**（従前は居所を登録）

ただし、令和8年7月31日以前に資格取得している組合員で次に該当する方は、報告が必要となりますので、所属所の共済組合事務担当課に必要書類の提出をお願いいたします。

★報告が必要な組合員

医療費等の助成に関する条例の適用を受け医療費負担が免除されている被扶養者(以下「公費適用被扶養者」という。)を有する組合員であり、当該被扶養者に係る住民票住所と居所が異なる組合員

★報告手続き

公費適用被扶養者を有する組合員本人に係る住民票住所と居所が異なる場合は、「氏名・住所・登録口座変更届書」の提出をお願いいたします。

なお、対象の被扶養者については「被扶養者申告書」により住民票住所の申告をお願いいたします。

住所の変更があった場合は、令和8年8月1日以後も従来どおり届出をお願いいたします。

また、組合員においては、事情により住民票の住所とは異なる住所に居住し、当組合からの送付物について居所への送付を希望する場合は、送付先の住所を登録することが可能です。

高額介護合算療養費の申請について

医療保険制度と介護保険制度の負担が重複して生じている世帯にあっては、高額療養費等の支給を受けてもなお、重い負担が残っていることがあります。

そこで、医療と介護の1年間の自己負担額（高額療養費等の差し引き後）の合算額に自己負担限度額を設け、その世帯に及ぼす負担の一部を軽減する仕組みが設けられています。

「高額介護合算療養費」の申請の受付は随時行っておりますので、該当される方は事前に所属所の共済組合事務担当課または共済組合健康管理課へお問い合わせください。

● 支給対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

● 支給対象となる方

基準日（7月31日）に医療保険上の世帯（共済組合にあっては、組合員とその被扶養者によって構成される世帯をいいます。）内で、支給対象期間にかかった医療保険と介護保険の両方の**自己負担額（高額療養費・附加給付等の差し引き後）**の合計が、下表の合算算定基準額を超えた方に支給されます。

● 合算算定基準額（年間における自己負担限度額）

区分	70歳未満	70歳以上のみの世帯
標準報酬の月額 830,000円以上	2,120,000円	2,120,000円
標準報酬の月額 530,000円～790,000円	1,410,000円	1,410,000円
標準報酬の月額 280,000円～500,000円	670,000円	670,000円
標準報酬の月額 260,000円以下	600,000円	560,000円
低所得者Ⅱ （市町村民税非課税世帯）	340,000円	310,000円
低所得者Ⅰ （所得が一定以下）		190,000円

※対象となる額には、食費・居住費・差額ベッド代などは含まれません。

<お問合せ先　健康管理課>

マイナ保険証利用時には
電子証明書の有効期限をご確認ください

電子証明書の有効期限と更新手続き

電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。
有効期限の2～3か月前を目途に有効期限通知書が送付されます。
通知書に同封のパンフレットをご一読のうえ、余裕をもってお早めにお住まいの市町村窓口で更新手続きをお願いします。なお、電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。
※電子証明書の更新と再発行の手続きはオンラインではできません。

電子証明書の有効期限	顔認証付きカードリーダーの画面	マイナ保険証利用について
3か月前	有効期限の3か月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。 証明書の有効期限が3か月以内となっています。自宅に送付される有効期限通知書をご覧ください 次に進む	マイナ保険証で受診できます。 お住まいの市町村窓口で速やかな更新をお願いします マイナ保険証 使える
期限切れ翌日	有効期限切れの旨と更新のお願いが表示されます 電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当機関に提供します。 お早めに市町村窓口にお問い合わせください。 次に進む	有効期限切れから3か月間（※）は引き続きマイナ保険証で受診できます。 (※)有効期限満了日が属する月の末日から3か月間 ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。 お住まいの市町村窓口で速やかに再発行手続きをしてください。 マイナ保険証 使える
3か月後	3か月を過ぎると健康保険証として利用できなくなります。 電子証明書が失効しています。 マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。 詳細は市町村窓口にお問い合わせください。	マイナ保険証の利用ができません。 ※お手元に有効な資格確認書がなく、再発行手続きをされなかった場合、有効期限切れから3か月以内に資格確認書を交付します。 お住まいの市町村窓口で速やかに再発行手続きをしてください。 マイナ保険証 使えない

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（マイナンバー）
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証利用についてもっと知りたい方はこちら

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

<お問合せ先　健康管理課>

医療費の動向について

当組合では、組合員の皆様の健康の増進と同時に医療費の適正化を図るため、医療費データ分析及び健診データの分析を行っております。医療費は、組合員の皆さまの掛金及び地方公共団体からの負担金で賄われています。令和7年度の医療費(保健給付)は、前年度と比べ約1.7%(約6,116万円)減少しました。

【短期経理における収入(掛金・負担金)と支出状況(令和7年度)】

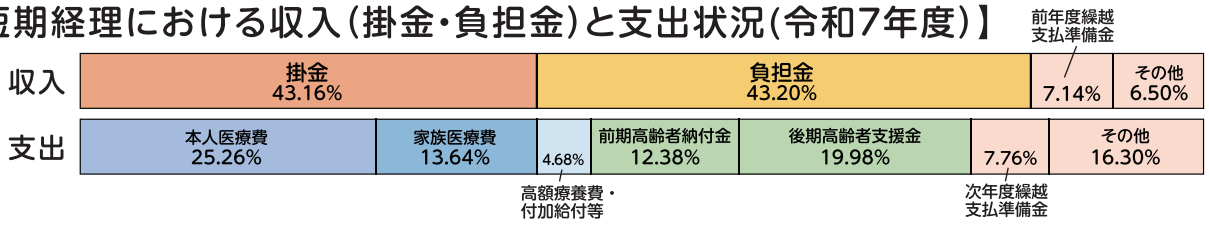

◇◇組合員1人当たり医療費◇◇

医療費の状況を把握する際の代表的な指標の一つであり、1年間の総医療費を平均組合員数で除した金額です。

組合員の1人当たり医療費は、令和4年10月に短期組合員の加入により組合員の平均年齢が約3歳上がったことに比例して令和5年度は大きく増加しました。令和5年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。被扶養者は、高額な保険診療を必要とする被扶養者数の減少に伴い減少しております。

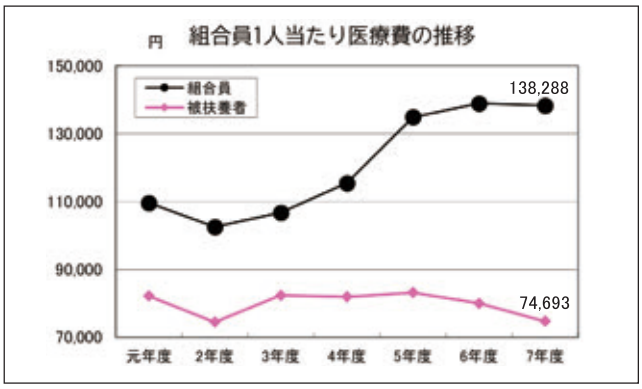

◇◇医療費の三要素の推移◇◇

受診率

受診率は、健康を害している人がどの程度いるかを示す指標で、年間の受診件数を年間延べ組合員数・被扶養者数で除した割合です。

医療を受ける側の受診動向や感染症の流行などの疾病構造等に依存しやすいため、令和2年度は新型コロナウイルスの影響による受診制限及び受診控えにより大きく減少していますが、4年度以降は、短期組合員の加入に伴い、組合員、被扶養者ともに増加したものと考えられます。令和6年度は増加傾向が見られましたが、令和7年度は若干減少しました。

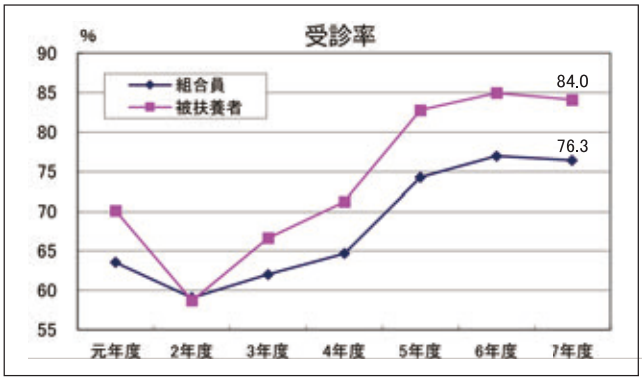

1件当たり日数

患者の受診動向や疾病の種類、医療機関における診療行為など、医療を受ける側による要因、並びに、医療供給側による要因の両方の影響を受けやすいと考えられています。

1件当たりの日数は、診断技術の向上によるがんの早期発見をはじめ、内視鏡手術、抗がん剤などの効果的な治療法の導入による入院が短期化していることや、診療報酬制度上の入院基本料の加算要件である平均在院日数要件が影響し減少傾向でしたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。

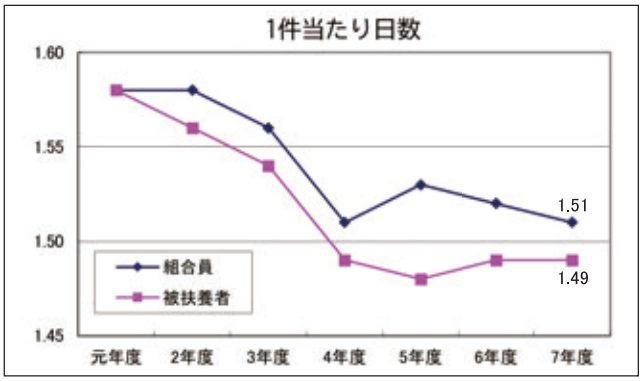

1日当たり医療費

1日当たり医療費は、金額が高いほど重症化・慢性化した疾病を抱える方が多いことを表す指標ですが、医療供給側の診療行為などの要因に依存しやすいと考えられます。被扶養者における令和2年度の増加は、高額な薬剤の保険適用の影響等により増加しております。

組合員は増加傾向で推移しています。被扶養者は令和6年度に高額な保険診療を必要とする被扶養者数の減少に伴い若干減少しましたが、7年度は、ほぼ横ばいで推移しました。

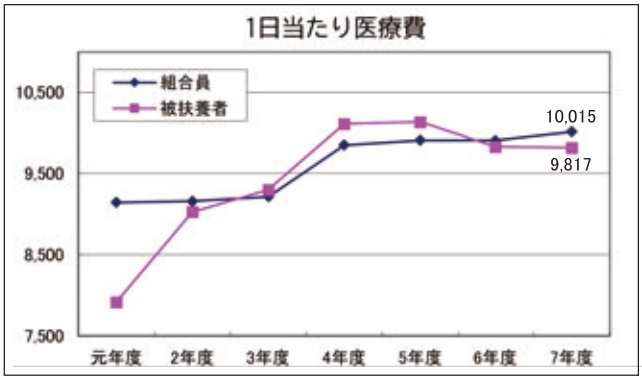

<お問合せ先　健康管理課>

被扶養者の更新・取消手続きについて

更新

被扶養者認定基準を満たしていても、生計状況が変更された場合は更新の手続きが必要です。
次の場合は、速やかに「被扶養者申告書」に必要書類を添付して申請してください。

【主な更新事由】

① 子が満18歳の達する日以後の最初の4月1日に到達した
② 被扶養者である学生が進学、退学、休学及び留学等をした
③ 同居、別居の取扱いが変更になった（実態により判断するものとします。）
④ 給与収入のみである方が申出と労働契約書等の写しにより認定されている場合で、労働契約内容等が変更された

取消

被扶養者認定中に次のような事実が発生した時は、被扶養者の資格を喪失することとなります。
取消事由発生日から5日以内に「被扶養者申告書」により申請してください。
遡って認定を取り消す場合で、遡った期間にマイナ保険証等を使用して保険医療機関等を受診していた場合は、当組合が負担した医療費の全額を返還していただくことになりますのでご注意ください。

【主な取消事由】

① 被扶養者が死亡した
② 離婚した
③ 健康保険等に加入した
④ 年間収入が収入基準額を超える見込みとなった
　i）就職や雇用契約の変更
　ii）年金受給や年金額の改定（老齢年金・障害年金・遺族年金・年金受給者生活支援金・企業年金・個人年金等）
　iii）事業所得等（営業・農業・不動産等）の増加、事業の開業等
⑤ 雇用保険を受給することとなった
　雇用保険の給付日額が3,612円以上（19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く。）は4,167円以上、60歳以上の場合は5,000円以上）の場合
⑥ 別居により、生計維持関係が無くなった

（注）障害年金や遺族年金も収入となります！

資格喪失後等の資格確認書等は速やかに返還してください

組合員が退職した場合や、被扶養者として認定されている方が就職などにより資格を喪失された場合には、**速やかに資格確認書等を返還してください。被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の資格確認書等を速やかに返還してください。**

また、新たに加入する健康保険（全国健康保険協会、国民健康保険等）の資格情報通知書等が交付されるまでの間に保険医療機関等を受診する場合は、窓口で「変更手続き中」であることを申し出て、指示に従ってください。

資格喪失後、当組合の加入者として保険医療機関等を受診した場合は、当組合が負担した医療費の全額を返還していただくことになります。

<お問合せ先　健康管理課>

育児休業手当金等の給付上限相当額等について

育児休業手当金、育児休業支援手当金及び介護休業手当金の給付日額、育児時短勤務手当金の基準報酬月額及び給付額につきましては、雇用保険法の規定による賃金日額に準じた限度額があり、雇用保険法が毎年8月1日より変更されることから、この限度額も毎年見直されています。

令和8年8月1日からの上限額については、それぞれ次のとおりです。

区　分	給付上限相当額等	
育児休業手当金	育児休業の期間が１８０日に達するまでの方の給付日額上限額	15,111 円
	育児休業の期間が１８０日を経過した方の給付日額上限額	11,277 円
	給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額	500,000 円
育児休業支援手当金	給付日額上限額	2,932 円
	給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額	500,000 円
介護休業手当金	給付日額上限額	16,646 円
	給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額	560,000 円
育児時短勤務手当金	基準報酬月額相当額	496,200 円
	給付額の最低限度額	2,562 円
	支給限度額	484,121 円

養育特例の手続きは お済みですか?

「養育特例」とは、3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育開始日の前月(基準月)の標準報酬月額(＝ 従前標準報酬月額)よりも下回った期間において、将来年金の額を算定する際に、従前標準報酬月額に基づき算定できる特例制度です。

◆ 申出が必要です!

養育特例を受けようとする場合には、組合員本人からの申出が必要です。
申出書の様式は、各所属所の共済組合事務担当課(総務課・職員課など)で入手してください。

◆ 時効があります! (2年)

養育特例は、申出から2年まで遡って適用することができます。たとえば、令和6年10月時点で養育特例の対象となっている場合、令和8年10月末までに申請書の提出がなければ、令和6年10月は、時効により養育特例の対象外となってしまいますので、ご注意ください。

◆ 掛金(保険料)・短期給付の算定は実際の標準報酬月額で…

養育特例は、あくまで、将来年金の額を算定する際に、実際の標準報酬月額を従前標準報酬月額に置き換えて適用させるものです。そのため、毎月の短期掛金や厚生年金保険料などは、実際の標準報酬月額に基づいて徴収されます。養育特例の申請を行うことで、掛金等の額が従前標準報酬月額に基づいて算定されるわけではありません。

また、短期給付・各種手当金についても、実際の標準報酬の月額に基づいて算定されます。

※対象となる子の人数や産休・育休による掛金等免除期間の有無によって取扱いが異なりますので、まずは、所属所の共済組合事務担当課又は共済組合健康管理課までお問い合わせください。

<お問合せ先　健康管理課>

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるとき

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるときには、マイナ保険証等が使える場合と使えない場合があります。

負傷内容や原因等をはっきり伝えて施術を受けるようにしましょう。

マイナ保険証等が使える場合

柔道整復師	急性または亜急性の外傷による打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等） 骨折・不全骨折・脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）
鍼　灸	神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛 ※鍼灸の施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。
マッサージ	筋麻痺、関節拘縮等（改善などの治療効果が期待できる場合） ※マッサージの施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。

マイナ保険証等が使えない場合の例 ➡ 全額自己負担となります

柔道整復師	日常生活のなかの疲れ・肩こり・腰痛
	スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
	病気（リウマチ、五十肩、関節炎など）からくる痛みやこり
	脳疾患後遺症などのリハビリ
	症状改善のみられない長期の施術
	以前負傷した部位の痛み
	原因不明の痛みや違和感
	加齢による身体の痛み
	外科・整形外科で受診中、同時に柔道整復師施術も受ける場合

柔道整復師にかかるときは次の点に注意しましょう

◆ 原因を正しく伝えましょう

何が原因でケガをしたのかをきちんと伝えましょう。
また、交通事故など第三者行為で健康保険を使う場合は、共済組合に連絡してください。

◆「療養費支給申請書」の内容をよく理解して、必ず自分で署名しましょう

マイナ保険証等で施術を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要です。
記載されている傷病名・施術日数・金額を確認して、必ず自分で署名しましょう。
また、領収書及び明細書を必ずもらうようにしましょう。

◆ 施術が長期にわたる場合は医師の診察を受けましょう

長期にわたって施術を受けても治らない場合は、内科的疾病が原因とも考えられますので、医師の診察を受けることをおすすめします。

施術内容の確認にご協力をお願いします

共済組合では、医療費適正化の観点から、柔道整復師・鍼灸・マッサージの受診に係る施術内容などの確認を「株式会社オークス」に委託しております。施術内容や負傷原因などを皆様に照会させていただく場合がありますので、お手元に照会文書が届いたときには期限までにご回答くださいますようご協力をお願いします。

<お問合せ先　健康管理課>

障害の年金について

在職中でも年金を受給できます

お早めにご相談ください

障害厚生年金は、組合員である間に初診日がある病気やけがが原因となって、障害等級が1級・2級または3級に該当する障害の状態になり、かつ保険料納付要件を満たしているとき(※)に支給されます。

なお、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったときは、原則として国民年金制度の障害基礎年金も支給されます。

(※) 初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ、保険料の納付要件を満たすことになります。

障害厚生年金の受給資格

下記のフローチャートでご確認ください。

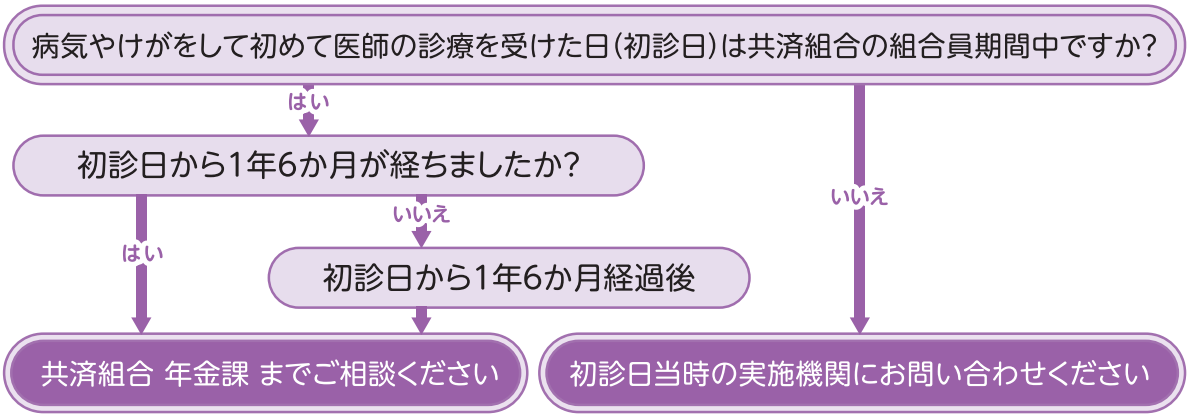

障害厚生年金の支給要件

次のいずれかに該当する場合、障害厚生年金が支給されます。

① 障害認定日において障害の状態にあるとき

組合員である間に初診日(注1)があり、かつ、障害認定日(注2)において、障害等級が1級、2級または3級に該当する程度の障害の状態(注3)にあるとき

② 障害認定日後に障害の状態になったとき(事後重症制度)

障害認定日において、障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態になかった人が、その後65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害の状態になったとき

③ 他の障害と併合して初めて該当するとき(基準障害制度)

組合員である間に初診日のある傷病による障害「基準傷病」と、その他の傷病(基準傷病の初診日以前の傷病に限る。)による障害とを併合して、障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったとき

(注1)初診日とは、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。
(注2)障害認定日とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日(その期間内に傷病が治ったとき、またはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったとき(下欄「障害認定日の特例について」参照))をいいます。
(注3)障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態については、県から交付される身体障害者手帳等との等級とは異なり、厚生年金保険法及び国民年金法で定められた認定基準をいいます。

障害認定日の特例について

原則として、初診日から1年6か月を経過した日を障害認定日としていますが、人工透析の開始や人工骨頭等の挿入置換、心臓ペースメーカ等の装着など、特例が適用される場合がありますので、共済組合までご連絡ください。

<お問合せ先　年金課>

退職等年金給付に係る基準利率について

令和8年10月からの基準利率等の値

退職等年金給付(年金払い退職給付)に関する基準利率については、毎年9月30日までに当年10月から翌年9月までの率を地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされています。

これにあわせ、基準利率を算定基礎とする終身年金現価率及び有期年金現価率も変更されます。

今般、地方公務員共済組合連合会の定款が変更され、令和8年10月から令和9年9月まで適用される率が定まりましたので、お知らせします。

1　基準利率　**0.82%**

※ 令和5年度に行われた財政再計算の積立剰余を財源とした「加算率0.08%」が加算されています。
詳しくは、下記URLからご確認ください。

2　年金現価率

終身年金現価率		
年　齢	R7.10～R8.9	R8.10～R9.9
60歳	26.215424	24.940746
65歳	22.431306	21.484035

有期年金現価率		
支給残月数	R7.10～R8.9	R8.10～R9.9
120月	9.755557	9.596031
240月	19.045727	18.439541

※上記以外の年金現価率については「地方公務員共済組合連合会」のホームページを確認ください。

基準利率、終身年金現価率、
有期年金現価率等に関する
詳細はこちら

<お問合せ先　年金課>

家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。
詳細については折込チラシや当組合ホームページをご覧ください。

OTC医薬品でセルフメディケーション

◆セルフメディケーションとは?

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。

◆OTC 医薬品(Over the Counter の略)とは?

薬局などで医師の処方箋なしで購入できる医薬品のことです。
病院にかかるほどの不調でないときや病院が休診のときなどのセルフケアに役立ちます。

◆「セルフメディケーション税制」

治療目的で購入した**「スイッチOTC医薬品」**は、医療費控除の対象になります。
ただし、医療費控除の特例のため、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。
健康診断や人間ドックの結果通知、医薬品の領収書等は大切に保管しましょう!!

セルフメディケーション税制の詳細は、
厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省　セルフメディケーション　検索

<お問合せ先　健康管理課>

40歳以上75歳未満の任意継続組合員及び被扶養者のうち特定健康診査の受診券が届いた皆様へ

特定健康診査の受診はお済みですか？

生活習慣病は自覚なく進行し、気づいた時には重症化していることがあります。
早期発見のため、ぜひ特定健康診査を受診していただきますようお願いいたします。

STEP 1 特定健康診査の受診方法を選び予約する（予約不要の場合もあります）

❶集団健診で受診
お住まいの市町が行う集団健診の会場で受診できます。
健診日程等の詳細は、お住まいの市町へご確認ください。

❷ 医療機関で受診
当組合と契約している約300か所の病院等で受診できます。
必ず予約して受診ください。

❸ 勤務先等の健診受診
お勤め先等で健診を受ける場合、健診結果の写しを当組合に提出すると、特定健診を受診したことになります。

STEP 2 特定健康診査を受診する STEP 1 の①または②の場合

健診費用は無料！
当日は、マイナ保険証等と受診券をお持ちください。

受診方法等詳細につきましては、5月送付の受診券に同封した冊子『令和8年度特定健康診査のご案内』をご確認ください。
受診券等を紛失された場合は再発行いたしますので、共済組合健康管理課までご連絡ください。

STEP 1 の③に該当する場合はこちら！

特定健康診査受診券を使用せずにお勤め先等での健診結果を提出いただいた方に

QUOカード1000円分を進呈します！

次の❶❷に該当する方は、提出書類を揃えて受診券送付時に同封している返信用封筒で共済組合へ送付してください。

❶ 令和8年度中に①または②のいずれかを受ける方
①お勤め先等での健康診断
②共済組合の助成を受けない人間ドック

❷ 令和7年4月1日時点で福井県市町村職員共済組合の被扶養者であった方で、令和7年度中に①または②のいずれかを受けた方
①お勤め先等での健康診断
②共済組合の助成を受けない人間ドック
（令和7年度分の健診結果を、すでに共済組合にご提出いただいた方は除きます。）

● 提出書類 ●
①健診結果票のコピー
②特定健康診査質問票
③特定健康診査受診券
（令和8年度分の結果を提出する場合）
※ 詳細については、受診券送付時に同封している冊子「令和8年度　特定健康診査のご案内」をご確認ください。

オンライン資格確認等システムによる当組合加入前に加入していた保険者からの特定健診情報提供の不同意について

当組合加入前に実施した特定健診情報を当組合へ提供することを希望しない場合は、当組合に対して「オンライン資格確認等システム特定健診情報不同意申請書」を提出してください。
様式は当組合ホームページからダウンロードしてください。

<お問合せ先　健康管理課>

タバコをやめたい方へ
禁煙外来助成の力を借りて禁煙してみませんか?

禁煙治療（健康保険適用）・・・禁煙外来の力を借りましょう!

たばこの煙には有害物質が含まれるため、ガンを発症するリスクのほか、脳卒中、糖尿病にかかるリスクも高いため、禁煙することにより健康寿命を延ばすことができます。

次の要件を全て満たしている方は、**12週間に5回**の「禁煙治療」（健康保険適用）を受けられます。
医療機関のサポートが得られ禁煙成功率が高い「禁煙治療」は、おすすめです。

1　ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト（TDS）で5点以上、ニコチン依存症と診断された方
2　35歳以上の場合、ブリンクマン指数（1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上の方
3　直ちに禁煙することを希望されている方
4　「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意された方

一般社団法人 日本禁煙学会　　禁煙専門・認定指導者が在籍する医療機関（一部）

福井県済生会病院	0776-23-1111	福井赤十字病院	0776-36-3630	公立丹南病院	0778-51-2260
福井大学医学部附属病院	0776-61-3111	公立小浜病院	0770-52-0990		

令和7年4月1日以降に禁煙外来の初診日があり、治療が終了した方に対し、かかった治療費の保険診療分のうち、自己負担額に対して**10,000円を上限に助成**します。

歯科健診を受けましょう!

助成対象となる組合員が、福井県歯科医師会加盟の歯科医院で歯科健診を受診する場合、共済組合がその費用を負担します。

初期症状の少ないむし歯や歯周病は、痛みなどの自覚症状が出る頃にはかなり悪化していることがありますので、早期発見が重要です。定期的に歯科健診を受診することで早期発見につながります。

助成対象となる方には、7月上旬に所属所を通じて「歯科健診助成のご案内」をお届けしておりますので、お手元に届いている方は、ぜひ歯科健診を受診してください。

「歯科健診助成事業」のご案内

対象者には7月上旬に封筒をお届けしています。

★対 象 者　当年度中に**27・33・36・45・55**歳に達する組合員（任意継続組合員・被扶養者を除く。）

★実施期間　令和8年7月1日 から 令和9年1月31日 まで

★回　　数　1人1回

★費　　用　**無料**（歯科健診にかかる費用を助成します。）

※ 歯科健診以外の費用（下記参照）は自己負担となります。

・歯科健診後、引き続き行われた治療の費用。
・定期的な歯科健診の費用。（定期健診と内容が異なるため）
・フッ素塗布、クリーニング、矯正 等

★受診方法について　「歯科健診助成のご案内」に同封のチラシまたは当組合のHPをご覧ください。

当組合HPもご覧ください　https://www.fukui-kyosai.jp

★実施場所　ご案内同封の「福井県歯科医師会会員健診受入医療機関リスト」中の希望する歯科医院

<お問合せ先　健康管理課>

ジェネリック医薬品に変更された場合に差額がある方に通知をお送りします

共済組合では、医療費の削減のため、ジェネリック医薬品の普及に取り組んでいます。
10月下旬に、下記の対象者へ所属所経由で「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します。

★ジェネリック医薬品とは?

新薬(先発医薬品)の特許期間が満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。
(新薬が効能追加を行っている場合など異なる場合があります。)

★通知対象者

今年の4月から6月までの間に調剤薬局でお薬を受け取った方で、自己負担額が一定額軽減する可能性がある方。
(対象期間にお薬を処方された方全員への通知ではありません。)

★通知の見方

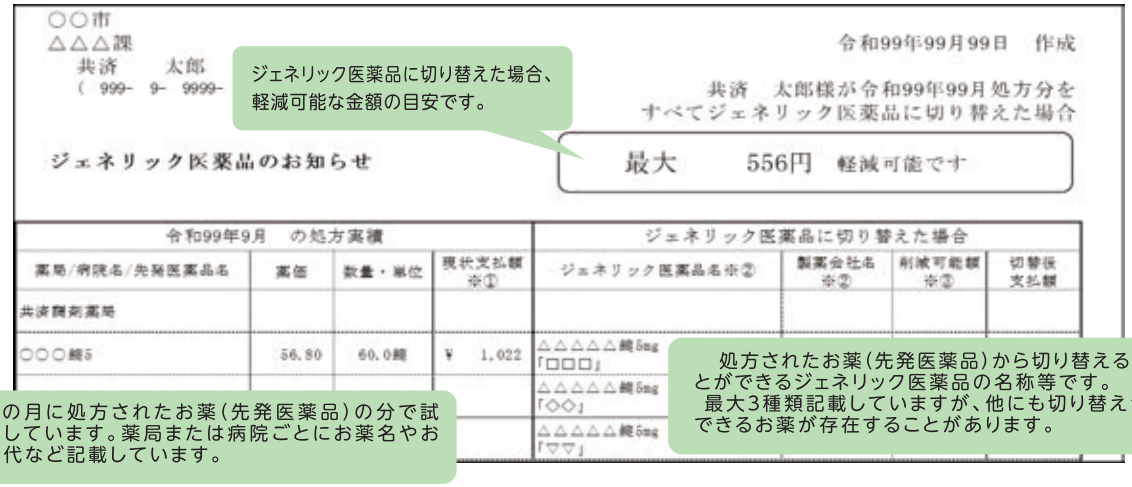

○○市
△△△課
共済　太郎
(999-9-9999-

令和99年99月99日　作成

共済　太郎様が令和99年99月処方分を
すべてジェネリック医薬品に切り替えた場合

ジェネリック医薬品のお知らせ

最大　556円　軽減可能です

令和99年9月　の処方実績				ジェネリック医薬品に切り替えた場合			
薬局/病院名/先発医薬品名	薬価	数量・単位	現状支払額 ※①	ジェネリック医薬品名※②	製薬会社名 ※②	削減可能額 ※③	切替後 支払額
共済調剤薬局							
○○○錠5	56.80	60.0錠	¥　1,022	△△△△△錠5mg「□□□」			
				△△△△△錠5mg「◇◇」			
				△△△△△錠5mg「▽▽」			

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、軽減可能な金額の目安です。

この月に処方されたお薬(先発医薬品)の分で試算しています。薬局または病院ごとにお薬名やお薬代など記載しています。

処方されたお薬(先発医薬品)から切り替えることができるジェネリック医薬品の名称等です。
最大3種類記載していますが、他にも切り替えができるお薬が存在することがあります。

処方箋

まずは医師や薬剤師にご相談ください!
症状や薬の種類によっては、ジェネリック医薬品が使用できない場合があります。まずは、医師や薬剤師にご相談ください。

多剤服薬(ポリファーマシー)に注意しましょう!

多剤服薬の中でも副作用や薬物有害事象など害をなすものを「ポリファーマシー」と呼び、問題となっています。一般的に6種類以上の服薬があると身体へのリスクが高くなるといわれています。

ポリファーマシーを防ぐにはどうしたらいいの?

- かかりつけの薬局を持ちましょう
- お薬手帳は1冊にまとめ、医療機関や薬局に行く際は必ず持参しましょう
- 医師の判断と処方を信頼し、必要以上に薬を欲しがらないようにしましょう

同じ医療機関で処方されている場合、飲み合わせが確認できますが、そうでない場合、副作用などのリスクが高くなります。
薬の種類が多い場合は、医師や薬剤師に相談してみましょう。

<お問合せ先　健康管理課>

★組合員限定★
契約スポーツジムで運動してみませんか?

事前申込で**体験利用**ができます!

ジムで運動を継続しようと決意した方は、**特別会員月額料金**で**「ルネッス」**または**「HYPER FIT 24」**の県内各店舗でご利用いただけます!

「ルネッス」

福井南店、福井西店、鯖江店、越前店、敦賀店

「HYPER FIT 24」

福井あわら店、福井丸岡店、福井坂井店、福井乾徳店、福井御幸店、福井鯖江店、福井武生店、福井武生店パワージム、福井敦賀店、福井小浜店、HYPER FIT GOLF福井小浜店

※詳細は、当組合ホームページの「特別会員利用契約スポーツジム」のバナーよりご確認ください。

冬を思いっきり楽しもう!

アイススケート・スキーリフト利用助成

この冬も、アイススケート利用助成・スキーリフト利用助成 を実施する予定です。
対象施設及び助成対象期間については確定しておりませんので、
詳細が決定次第、各所属所の共済事務担当課へ通知いたします。
当組合のホームページにも掲載いたしますので、ご確認ください。
冬ならではのスポーツを楽しみましょう!

≪ 参考:令和7年度の助成対象施設及び対象期間 ≫

◎ アイススケート利用助成

対象施設:ニューサンピア敦賀、ハピリンク
対象期間:11月上旬～翌年5月(ニューサンピア敦賀)
12月下旬～翌年2月上旬(ハピリンク)

◎ スキーリフト利用助成

対象施設:九頭竜スキー場・福井和泉スキー場・スキージャム勝山
新保ファミリースキー場・今庄365スキー場
対象期間:12月～翌年3月

<お問合せ先　健康管理課>

貯金事業からのお知らせ

◆組合員貯金利率を引き上げました◆

令和8年3月31日まで　**年利0.8%**（半年複利）　➡　令和8年4月1日から　**年利1.0%**（半年複利）

いつも組合員貯金をご利用いただきありがとうございます。

令和3年4月以来、組合員貯金利率を年利0.8%に据え置いてまいりましたが、市場金利の上昇及び当組合の資金運用状況も良好であることから、**令和8年4月より、年利1.0%に引き上げました。**

組合員貯金にまだ加入されていない方は、この機会にぜひご加入ください。

◆払戻日についての注意◆

払戻注意日	払戻請求書の当組合必着日
１０月１３日（火）	１０月　８日（木）
１０月１４日（水）	１０月　９日（金）
１１月　４日（水）	１０月３０日（金）
１１月２４日（火）	１１月１９日（木）
１１月２５日（水）	１１月２０日（金）
１２月２５日（金）	１２月２３日（水）
１月　５日（火）	１２月２８日（月）
１月１２日（火）	１月　７日（木）
１月１３日（水）	１月　８日（金）

← 今年最後の払戻日

← 来年最初の払戻日

- 払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。
- ただし、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は払戻が出来ません。
- **「払戻請求書」は、払戻日の2営業日前（土日・祝日は除く。）までに共済組合必着でご提出ください。**
- **郵便物の配達は、投函から3営業日程度要しますので、余裕をもってご提出ください。**
- **なお、所属所の共済組合事務担当課へ提出する場合の提出期限についてもご注意ください。**

※１１月３日（火）は祝日のため、払戻出来ません。
※祝日や年末の払戻請求書必着日にご注意ください。

◆組合員貯金残高通知書の送付について◆

- 9月末決算利息組入後の組合員貯金残高等を記載した「組合員貯金残高通知書」を、所属所を通じて、組合員の皆様へ10月中にお届けする予定です。
- 任意継続組合員の方にはご自宅へ郵送します。
- 令和8年度上半期(4月～9月)の入出金状況等を記載しています。

【組合員貯金残高通知書の見方】

③ 組合員貯金残高通知書
普通貯金　の
残高通知書をご送付申し上げますので、ご査収ください。

所属所名	○
氏名	

④

税区分	○.9.30 の残高 円	=	○.3.31 の残高 円	+
課税	340,735		0	(A)

差引積立額 円	+	税込利息額 円	−	所得税額 円	
340,000	(B)	922	(C)	187	(D)

決算日	利率（%）	税率（%）	非課税限度額（万円）
○.9.30	1.0	20.315	

現在登録されているあ　たの振込先は下記の通りです。

⑦

銀　行　名	○○銀行
支　店　名	○○支店
預金種目	普通預金　　番号 1234567
名　義　人	キョウサイタ

（組合員等記号番号）　　課署）
999　－　9999　　999）

お積立等明細

日付	種別	金額（円）	日付	種別	金額（円）
○.4.21	給与積立	10,000	○.9.27	一部払戻	70,000
○.5.21	給与積立	10,000			
○.6.21	給与積立	10,000			
○.6.30	賞与積立	50,000			
○.7.13	臨時入金	300,000			
○.7.21	給与積立	10,000			
○.8.21	給与積立	10,000			
○.9.21	給与積立	10,000			

（注）今期中の払出額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。

差引積立額＝期間中の積立額合計
60,000円 給与積立（6か月分）
＋ 50,000円 賞与積立
＋300,000円 臨時入金
－ 70,000円 一部払戻
340,000円

「一部払戻」の合計額が「給与積立・賞与積立・臨時入金」の合計額より多い場合、マイナス表記になります。

利息組み入れ後の残高
0円(A)
＋340,000円(B)
＋ 922円(C)
－ 187円(D)
340,735円

払戻金の振込先として登録されている口座です。
変更したい場合は、所属所の共済組合事務担当課へお申し出ください。

<お問合せ先　総務企画課>

◆臨時入金について◆

「振込金受取書（QR伝票）」により、最寄りの福井銀行本・支店でお手続きいただくと振込手数料がかかりません。

「振込金受取書（QR伝票）」の記入方法は下記をご参照ください。

※ 臨時入金は、**組合員1人につき1日1件の受付となります。**

なお、福井銀行窓口で本人確認書類の提出を求められることがありますので、ご協力をお願いします。

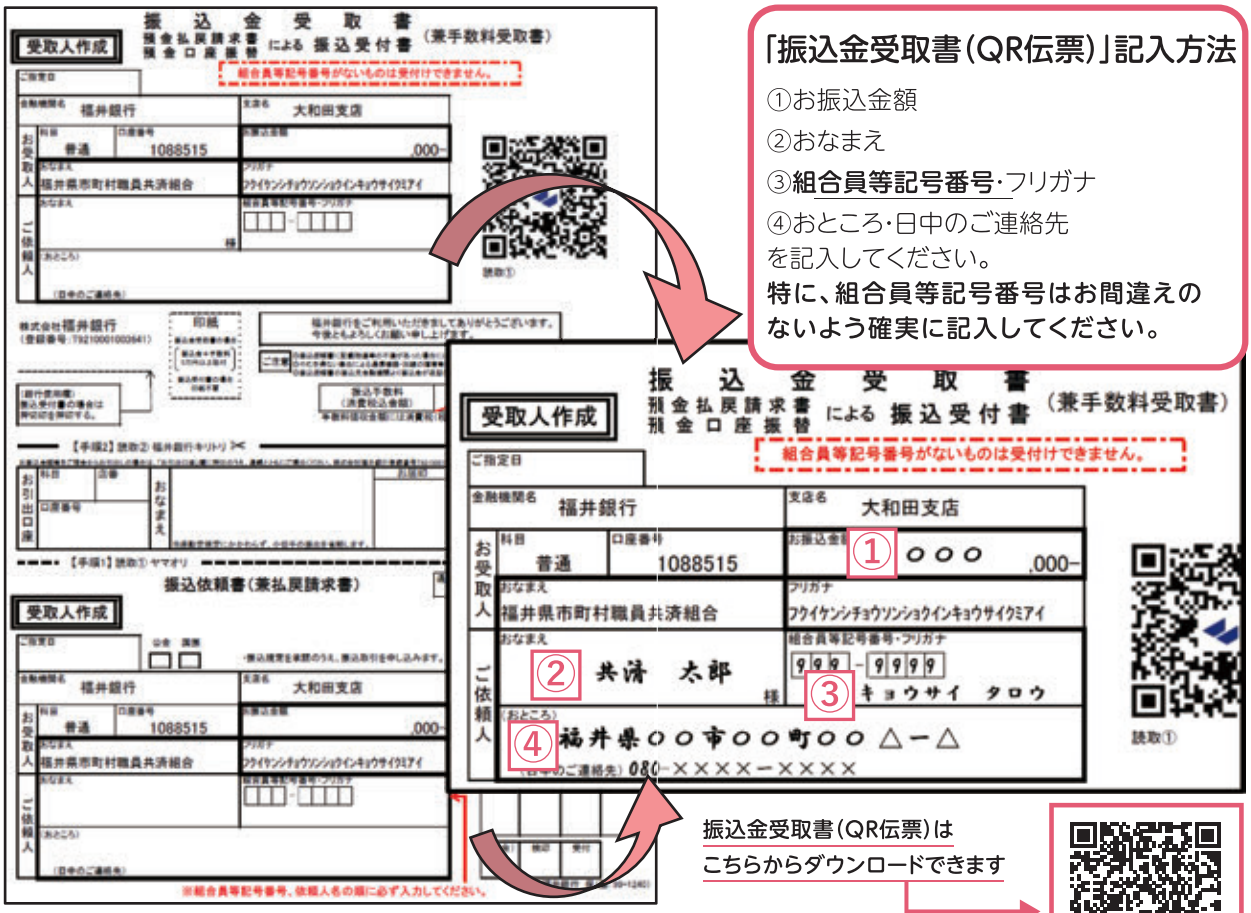

<お問合せ先　総務企画課>

こころの健康カウンセリング

人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思った時、当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」をご利用してみてはいかがでしょうか。

メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。

なお、同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。

電話でのご相談は・・・

フリーダイヤル **0120-863-291**（ハロー みんなの ふくい）

メールでのご相談は・・・

右の二次元コードから
アクセスしてください ➡

※当組合ホームページからアクセスする場合のユーザー名とパスワードは共に「863291」です。
※プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。
　ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合を除きます。
※ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
※ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合があります。

<お問合せ先　健康管理課>

予定外の出費も安心。頼れる貸付事業のご案内

共済組合では、組合員の皆様の急な出費やライフイベントに備え、安心してご利用いただける【貸付事業】を実施しています。低金利・簡単な手続きで皆様のライフステージをサポートします。

年利 **1.26%**

※変動金利。利率は毎年見直されます。

貸付の流れ

貸付申込書を入手

貸付申込書は、所属所の共済組合事務担当課または共済組合にてお渡しします。
全ての貸付で、借入状況等申告書、借用証書が必要(共済組合ＨＰからダウンロード可能)です。
その他、貸付の種類によって必要な提出書類がありますので、詳細は共済組合ＨＰをご覧ください。

貸付申込書類を所属所担当課へ提出

貸付を受けるには、所属所長の承認が必要です。
貸付申込書類の提出は、共済組合ではなく所属所の共済組合事務担当課へご提出ください。
所属所長の承認後、所属所の共済組合事務担当課から共済組合へ貸付申込書類を送付いただきます。

共済組合にて書類審査

貸付要件を満たしているか、共済組合にて書類審査を行います。
提出書類に不備があった場合、所属所を通して再提出・追加書類の提出をしていただきます。
再提出等には時間がかかるため、お早めにお申し込みください。

通知・振込

審査完了後「貸付金決定通知書」を所属所を通して配布します。
貸付金は共済組合へ登録されている組合員の口座へ送金します。
なお、貸付金の償還方法は給与控除です。償還開始月は貸付月の翌月です。

注意事項

※ 支払済みの費用についての貸付や、他の金融機関での借入の借換は貸付対象外です。
※ 共済組合と他の金融機関等の償還月額に対する給料月額の割合及び共済組合と他の金融機関等の年間償還額に対する年収額の割合が30%を超えるときは貸付できません。
※ 普通貸付・住宅貸付は**毎月15日共済組合必着**、審査後、**月末営業日に貸付**します。
※ 修学貸付・結婚貸付等の特別貸付は随時貸付します。申込書類は、貸付希望日の10日前には共済組合へ届くように、お早めに所属所へご提出ください。
※ **会計年度任用職員など任期の定めのある組合員については償還金額等の取扱いが異なりますので**、事前に所属所の共済組合事務担当課または共済組合へご相談ください。
※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に応じて定められます。

共済組合HPはこちらです

<お問合せ先　総務企画課>

東京グリーンパレス（新名称「東京麹町東急REIホテル」）リニューアルオープンに伴う予約開始のお知らせ

協定保養所である「東京グリーンパレス」は、館内全面リニューアルのため休館中ですが、令和9年2月1日のリニューアルオープンに向けて予約受付中です。

リニューアル後は施設名称が「東京麹町東急REIホテル」となります。

組合員料金（優待）の適用は、ホテル公式サイトの法人ログインまたは電話予約にてご予約いただけます。お手数ですが、その際に必要となる組合員専用ID・パスワードについては、各所属所共済組合事務担当課の共済組合ご担当者様にお問い合わせください。

<お問合せ先　健康管理課>

表紙説明

坂井市屋内児童遊戯施設（愛称：さかいキッズパーク）

『坂井市でわくわく・どきどき』のコンセプトを基に、天候に左右されず安心安全に遊べる屋内遊戯施設として令和8年3月にオープンしました。障害のある子にも配慮した遊具を設置した『インクルーシブな空間』となっています。遊具は日本海や坂井平野、竹田の山など坂井市の自然をイメージしており、小さなお子さんから小学生まで幅広い年齢のこどもたちが楽しめます。

遊び場だけでなく、ちょっとお腹がすいた時に休憩できる飲食OKのスペースやベビーベッド・ベビールーム・授乳室も完備しており、親子で楽しめる、安心して過ごせる施設となっています。

なお、土日祝日・大型連休・長期休暇は事前予約が必要です。

お問合せ先

総務企画課	0776-52-7300
健康管理課	0776-52-7301
年金課	0776-52-7303
越路	0776-77-3151

組合の状況

（令和8年8月31日現在）

組合員数	14,141人
（男）	6,006人
（女）	8,135人
任意継続組合員数	238人
被扶養者数	7,350人

令和9年度新規加入・更新のご案内が始まります！

（令和8年10月中旬～予定）

制度内容

制度名称	保障内容	退職後継続
生活サポートプラン （年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定期保険【生命保険】）	死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、長期間の年金形式、または一時金で保険金をお支払いします。	69歳まで継続可能 ※年齢は保険年齢です。 ・継続最高(可能)保険年齢 69歳 ・満了時保険年齢 70歳
医療保障保険 （短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】）	病気やケガにより継続して2日以上入院した場合、1日目から、ご加入の口数の給付金をお支払いします。	
Wide医療 （医療保険【損害保険】）	病気・ケガによる手術、三大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）・所定の生活習慣病（糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病）による入院・手術、女性疾病での入院・手術等を幅広く補償します。	
職場復帰支援制度 （特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】）	就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。入院だけではなく、医師の指示による自宅療養も対象となります。	退職後継続なし
治療費支援制度 （家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】）	病気やケガで1日以上入院した場合、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、先進医療による療養を受けた場合に給付金をお支払いします。 ※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。 ※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。	69歳まで継続可能 ※年齢は保険年齢です。 ・継続最高(可能)保険年齢 69歳 ・満了時保険年齢 70歳
三大疾病支援制度 （健康サポート・キャッシュバック特約（集団定期用）付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】）	所定の悪性新生物（がん）と診断確定した場合、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になった場合、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。7大疾病保障特約とがん・上皮内新生物保障特約を付加することで幅広く保障します。	
傷害総合保険 （賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付傷害総合保険【損害保険】）	急激かつ偶然な外来の事故によるケガで入院・通院・手術等を受けた場合、保険金をお支払いします。その他にも賠償責任、介護や携行品損害等の補償もあります。	一時払退職後傷害保険（保険期間10年間） ※一時払退職後傷害保険と傷害総合保険とは、お支払い内容が異なります。
長期所得補償保険 （精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】）	所定の病気やケガ、精神疾患による就業障害が7日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。	退職後継続なし

※制度内容等詳細は、パンフレットをご参照ください。

「生活サポートプラン」は退職後も保険年齢69歳までの保障が確保できます！

退職後継続手続きの流れ

令和9年度更新PR期間
令和8年10月中旬～12月4日

【在職中】
①制度に加入している

→ 【退職前の更新PR時】
②退職後継続の手続きをする

→ 【退職前の3月】
③指定口座より月払保険料の引去り

→ 【退職後】
④更新のご案内等はご自宅宛に送付

【お願い】
今年度末までにご退職される加入者の方は、継続の意思確認が必要となります。
所属所に制度推進員がPR期間中訪問しますので、お手続きをお願いします。
なお、訪問スケジュールは、各所属所の共済組合事務担当課までご確認ください。

ご案内スケジュール（予定）

令和8年　10月　中旬
- ●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「Wide医療」
  - ・「職場復帰支援制度」・「治療費支援制度」
  - ・「三大疾病支援制度」・「傷害総合保険」・「長期所得補償保険」

更新PR開始
※所属所に制度推進員が訪問し、ご案内を行います。

12月4日（金）
- ●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「Wide医療」
  - ・「職場復帰支援制度」・「治療費支援制度」
  - ・「三大疾病支援制度」・「傷害総合保険」・「長期所得補償保険」

申込締切日

令和9年　4月1日（木）
- ●更新日

制度内容等の詳細は、パンフレットをご参照ください。
お申込みの際は、最新のパンフレットで内容をご確認ください。
MY－A－26－他－006426　MYG－A－26－LF－299

<引受保険会社>
明治安田生命保険相互会社　中部公法人部北陸公法人営業推進部
〒920-0919 石川県金沢市南町4-47 明治安田金沢ビル4階
TEL　076-231-3240
（受付時間：9:00～17:00　土日・祝日・年末年始を除く）

福井県市町村職員共済組合　保険事務取扱店
有限会社 エル・サポート・福井
LIFE SUPPORT
〒910-0843　福井市西開発4-202-1
福井県自治会館 5階
TEL (0776) 52-0133
FAX (0776) 52-0134

団体ゴルファー保険

一般保険料の5%引き！

ゴルファー保険
ゴルフライフを万全の備えで！

「ゴルフ場外」での事故は保険の対象外となります。（ただし、賠償事故についてはゴルフ場外でも対象となります。）
「ゴルフ場外」とは、ゴルフの練習、または競技を行う施設で、施設利用については、料金を徴するものをいいます。（パターゴルフ等は対象から外れます。）

補償内容 ＼ 年間保険料		4,000円
傷害	死亡・後遺障害	150万円
	入院1日につき	2,250円
	通院１日につき	1,500円
ゴルフ用品の損害		10万円
ホールインワン・アルバトロス費用		16万円
賠償責任（自己負担額なし）		**1億円**

募集スケジュール等	
申込方法	パンフレットに添付しました加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、保険料を指定の口座にお振込みください。加入依頼書は、次の①、②のどちらかでご提出ください。なお、振込手数料は加入者のご負担となります。 ①継続加入の方は加入依頼書を返信用封筒で郵送してください。 ②新規加入の方は所属所の共済組合事務担当課に提出してください。
申込締切日	令和8年11月6日（金曜日）
保険期間	令和8年12月15日から1年間

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
この記事は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

SJI26-11641　2026.8.4

保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、今秋予定しております生活サポートプラン等の保険募集業務のため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供（第三者提供）させていただくと同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

詳細は当組合ホームページをご覧ください。

個人情報提供の停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、共済組合あてにご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。
なお、この場合は各保険のご案内ができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

※上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。

越路で秋の味覚

海の幸、山の幸が豊富な越前の旬の食材を用いたお料理
一品一品を料理人が丹精込めて丁寧に仕上げます。

各種地酒を
取り揃えております

きらめき 煌季コース

もう一品いかがですか

お造り盛り合わせ

和風ステーキ

【お料理別料金表】（1泊2食/税・サ込み）

大　人	閑散期	通常期	繁忙期
和心（なごみ）	13,800円	14,500円	15,600円
煌季（きらめき）	16,300円	17,000円	18,100円
ステーキコース等	16,300円	17,000円	18,100円
年末年始	21,700円		

【お料理別料金表】（1泊2食/税・サ込み）

小学生	閑散期	通常期	繁忙期
小学生セット	9,900円	10,400円	11,200円
幼児料理	8,400円	8,900円	9,700円
年末年始	16,400円		
幼　児	**閑散期**	**通常期**	**繁忙期**
幼児セット	6,100円	6,600円	7,300円
小学生料理	7,800円	8,300円	9,000円
年末年始	10,300円		

お手持ちの助成券をご活用ください！

ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151
FAX:0776-77-3868
HP▶https://www.koshiji.biz

福井県市町村職員共済組合保養所
越路

RIZAPのオンラインセミナーを アーカイブ配信します！

RIZAP

3年連続満足度 100%
RIZAPセミナー参加者アンケート 2023年8月実施 N=21 2024年8月実施 N=20 2025年8月実施 N=19

RIZAPメソッド 運動編＆健診値改善編

無料

配信期間：令和８年１０月1日～10月31日

運動編
講義30分＋運動60分

アーカイブ動画配信

こんな情報が得られます
- カラダ診断で今の状態を確認できる
- 運動不足解消になる
- 運動知識が身に付き、習慣化する大切さが分かる
- 正しいフォームが身に付き、実践できる
- 運動とセットで実践できる食事のポイントが分かる

運動種目
【ウォーミングアップ】
- ☐ 肩回し
- ☐ 背中ストレッチ
- ☐ 腿裏ストレッチ

【トレーニング】
- ☐ スクワット
- ☐ スプリットスクワット
- ☐ ワイドスクワット
- ☐ ラットプルダウン
- ☐ ニートゥチェスト

【有酸素運動】
- ☐ マーチ
- ☐ スタンディングツイスト

健診値改善編
講義60分＋運動30分

アーカイブ動画配信

こんな情報が得られます
- 生活習慣や健康状態を振り返りができる
- 自身の健康課題が分かる
- 効果的な目標設定の方法が学べる
- 明日から実践できる食事、運動方法を習得できる
- これからの健康のために正しい行動・知識を習得できる

運動種目
- ☐ YTWL
- ☐ マーチ
- ☐ スクワット
- ☐ スタンディングツイスト

※8月に開催したセミナーの動画配信（zoom）です。

楽しく効果を実感できるセミナーです。
PCまたはスマートフォンから、ぜひご覧ください！

編集／発行　福井県市町村職員共済組合　〒910-8554　福井市西開発4丁目202-1（福井県自治会館内）
TEL:(0776)52-7300　FAX:(0776)52-7305
URL:https://www.fukui-kyosai.jp